

平成13年度ダイオキシン類自主測定結果(水質)

1 測定事業場数

規制対象事業場数	測定事業場数	報告対象外施設
19	9	10

2 排出水の測定結果

(単位: pg-TEQ/リットル)

事業場名	所在地	特定施設の種類	排水基準	排水口区分	測定結果
丸住製紙(株)大江工場	川之江市	7、10	50		0.12
愛媛パルプ協同組合	川之江市	7	50		0.0048
大王製紙(株)三島工場	伊予三島市	1	10		0.70
愛媛製紙(株)	伊予三島市	7	50		0.00068
住友化学工業(株)愛媛工場新居浜地区	新居浜市	10	10		0.30
住友化学工業(株)愛媛工場菊本地区	新居浜市	7	50	No.1	0.22
		6、10	20	No.3	0.55
新居浜市衛生センター	新居浜市	7	50		0.0041
道前福祉衛生事務組合 ひうちクリーンセンター	西条市	7	50		0.17
アサヒブリテック(株)	東予市	7	50		0.0015
9事業場	範囲	0.00068 ~ 0.70		平均	0.21

備考 1 特定施設の種類

- 1 : パルプ製造の用に供する塩素(化合物)による漂白施設
 - 6 : アルミニウム製造の用に供する焙焼炉等の廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設
 - 7 : 廃棄物焼却炉の廃ガス処理施設、湿式集じん施設及び灰の貯留施設
 - 10 : 特定施設設置事業場から排出される水の処理施設
- 2 排水基準については、平成15年1月14日まで適用される暫定基準である
- 3 排水基準は、特定施設の種類により異なり、1工場に2施設以上ある場合には、最もゆるい基準が適用される
- (例) 丸住製紙(株)大江工場の場合
7の施設の基準は50pg-TEQ/リットルで、10の施設の基準は10pg-TEQ/リットルであるので、適用基準は50pg-TEQ/リットルとなる